

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2023年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒612-8395 京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町33		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社グラフィック 西野 能央			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	196 台	0 台	台	台
	冷蔵機器及び冷凍機器	189 台	台	9 台	180 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	2.9	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・機械冷却用のチラーは使用者が使用前に点検するよう管理標準を作成。 ・簡易点検は知識を持った人間が行い。点検記録はWEBサービスで管理。			
	廃棄時	・製品の廃棄時は機器の担当者が第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する。 ・社内に問合せ先を設置、誤廃棄がで内容広報を行った。 ・フロン充填・回収証明書はWEBサービス上で管理。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検などで異常が発見された場合には適宜、メーカーを呼んで点検を行っている。			
	廃棄時	充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、フロン機器修理時に回収された冷媒フロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品の更新に合わせて省エネ、低環境負荷の製品を導入を推進していく予定。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。